

永平寺町狂犬病予防法施行条例及び永平寺町手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和5年3月28日

福井県吉田郡永平寺町長 河 合 永 充

## 永平寺町条例第12号

永平寺町狂犬病予防法施行条例及び永平寺町手数料徴収条例の一部を改正する条例

(永平寺町狂犬病予防法施行条例の一部改正)

第1条 永平寺町狂犬病予防法施行条例(平成18年永平寺町条例第110号)の一部を次のように改正する。

第2条から第5条までの規定中「別表」を「永平寺町手数料徴収条例(平成18年2月13日永平寺町条例第55号)」に改める。

別表を削る。

(永平寺町手数料徴収条例の一部改正)

第2条 永平寺町手数料徴収条例(平成18年永平寺町条例第55号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第12号中「登録手数料」の次に「(動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第39条の7第2項の規定により法第4条第1項の規定による犬の登録申請があったものとみなされる場合を除く。)」を加え、同項第14号中「再交付手数料」の次に「(動物の愛護及び管理に関する法律第39条の7第6項の規定により交付された犬の鑑札を除く。)」を加える。

## 附 則

この条例は、令和5年6月1日から施行する。